

岩手県告示第272号

県営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

県営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する告示
県営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程（昭和56年岩手県告示第412号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>課長等 岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）第2章に規定する室の課長及び担当課長並びに同章に規定する課の長、議会議務局総務課総括課長、岩手県教育委員会行政組織規則（昭和37年岩手県教育委員会規則第2号）第15条に規定する室及び課の長、岩手県警察組織規則（昭和49年岩手県公安委員会規則第2号）第2条及び第19条に規定する課の長、医療局経営管理課総括課長並びに企業局経営総務室管理課長並びにこれらの職と同等にあると認められる者をいう。</u></p> <p>(競争入札審議会)</p> <p>第14条 <u>次の各号に掲げる県営建設工事（予算規則（昭和39年岩手県規則第12号）第2条第2号に規定する地方公所（以下「地方公所」という。）の長が執行するものを除く。）の設計額の区分に応じ、当該各号に定める会議（以下「競争入札審議会」という。）を置く。</u></p> <p>(1) <u>設計額2億5,000万円未満 出納局総務課入札課長（出納局総務課入札課長に事故があるときは、出納局副局长が指名する者）が主宰し、出納局副局长がその都度指名する者5人以上が出席して行う会議</u></p> <p>(2) <u>設計額2億5,000万円以上 出納局副局长（出納局副</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>地方公所 予算規則（昭和39年岩手県規則第12号）第2条第2号に規定する地方公所をいう。</u></p> <p>(4) <u>広域振興局 岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）第3章第2節に規定する広域振興局をいう。</u></p> <p>(5) <u>行政センター 岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年岩手県規則第64号）第2条第4号に規定する行政センターをいう。</u></p> <p>(6) <u>審査指導監等 審査指導監（特命課長を置く審査指導監にあつては、入札業務を担当する特命課長）をいう。</u></p> <p>(競争入札審議会)</p> <p>第14条 県営建設工事（地方公所の長が執行するものを除く。）<u>について、出納局総務課入札課長（出納局総務課入札課長に事故があるときは、出納局副局长が指名する者）が主宰し、出納局副局长がその都度指名する者5人以上が出席して行う会議（以下「競争入札審議会」という。）を置く。</u></p>

局長に事故があるときは、出納局総務課入札課長）が主宰し、農村整備担当技監、林務担当技監、漁港担当技監、道路都市担当技監及び河川港湾担当技監又はこれらの者が指名する者並びに関係課長等が出席して行う会議

2～5 [略]

(地方競争入札審議会)

第15条 次の各号に掲げる 県営建設工事（地方公所の長が執行するものに限る。）の設計額の区分に応じ、当該各号に定める会議（以下「地方競争入札審議会」という。）を置く。

(1) 設計額1億円未満 当該広域振興局の経営企画部支出入札課長若しくは経営企画部地域振興センター支出入札課長又は総務部支出入札課長若しくは総務部総務センター支出入札課長（以下「経営企画部支出入札課長等」という。）

）（経営企画部支出入札課長等に事故があるときは、広域振興局の経営企画部長又は総務部長（広域振興局経営企画部地域振興センター又は総務部総務センター（以下「行政センター」という。）が所管する区域に係るものにあつては、当該区域を所管する経営企画部地域振興センター所長又は総務部総務センター所長。以下「経営企画部長等」という。）が指名する者）が主宰し、当該広域振興局又は行政センター（以下「広域振興局等」という。）の所管区域内に所在する地方公所の職員で、広域振興局等の課長又は当該課長の職と同等以上の職にあると認められるものうちから広域振興局の経営企画部長等がその都度指名する職員4人以上が出席して行う会議

(2) 設計額1億円以上2億5,000万円未満 当該広域振興局の経営企画部長等（経営企画部長等に事故があるときは、広域振興局長（行政センターが所管する区域に係るものにあつては、副局長。以下「局長等」という。）が指名する者）が主宰し、当該広域振興局等の所管区域内に所在する地方公所の職員で、広域振興局等の課長又は当該課長の職と同等以上の職にあると認められるものうちから広域振興局の経営企画部長等がその都度指名する職員4人以上

2～5 [略]

(地方競争入札審議会)

第15条 県営建設工事（地方公所の長が執行するものに限る。））について、広域振興局の審査指導監等（審査指導監に事故があるときは当該審査指導監が所管する区域を所管する広域振興局副局長が指名する者、特命課長に事故があるときは審査指導監が指名する者）が主宰し、当該広域振興局又は行政センター（以下「広域振興局等」という。）の所管区域内に所在する地方公所の職員で、広域振興局等の課長又は当該課長の職と同等以上の職にあると認められるものうちから広域振興局の審査指導監がその都度指名する職員4人以上が出席して行う会議（以下「地方競争入札審議会」という。）を置く。

が出席して行う会議

(3) 設計額2億5,000万円以上5億円未満 当該広域振興局の局長等（局長等に事故があるときは、広域振興局の経営企画部長等）が主宰し、経営企画部長等、農林部長（農政部及び林務部を置く広域振興局にあつては、農政部長及び林務部長）、農政部農村整備室長、農政部若しくは農林部の農林振興センター所長、農政部農村整備センター所長又は農政部若しくは農林部の農林振興センター農村整備室長若しくは林務室長、水産部長又は水産部水産振興センター所長、土木部長又は土木部土木センター所長及び当該広域振興局等の所管区域内に所在する関係地方公所の長が出席して行う会議

(準用規定等)

第17条 第12条、第13条及び第14条第2項から第5項までの規定は、広域振興局の経営企画部長等が条件付一般競争入札に付する場合の参加者の資格の設定、指名競争入札に付する場合の参加者の指名、最低価格入札者以外の者を落札者とすることができる場合の基準の作成及び地方競争入札審議会について、第13条並びに第14条第2項第1号、第2号及び第4号並びに第3項から第5項までの規定は、広域振興局の局長等又は広域振興局の経営企画部長等が条件付一般競争入札に付する場合の最低価格入札者以外の者を落札者とすることができる場合の基準の作成及び地方競争入札審議会について準用する。この場合において、第14条第2項から第5項までの規定中「競争入札審議会」とあるのは、「地方競争入札審議会」と読み替えるものとする。

附 則

1～4 [略]

(競争入札審議会の特例)

5 競争入札審議会は、第14条第1項の規定による会議の区分にかかわらず、当分の間、出納局総務課入札課長（出納局総務課入札課長に事故があるときは、出納局副局長が指名する者）が主宰し、出納局副局長がその都度指名する者5人以上が出席して行う。

(地方競争入札審議会の特例)

6 沿岸広域振興局及び県北広域振興局（二戸地域振興センターを除く。）における地方競争入札審議会は、第15条の規定による会議の区分にかかわらず、当分の間、当該広域振興局の経営企画部支出入札課長等（経営企画部支出入札課長等に事故があるときは、経営企画部長等が指名する者）が主宰し、当該広域振興局等の所管区域内に所在する地方公所の職員

(準用)

第17条 第12条第1項、第13条及び第14条第2項（第3号を除く。）から第5項までの規定は、広域振興局の副局長又は審査指導監が条件付一般競争入札に付する場合の参加者の資格の設定、最低価格入札者以外の者を落札者とするすることができる場合の基準の作成及び地方競争入札審議会について、第12条第2項、第13条並びに第14条第2項第3号及び第4号並びに第3項から第5項までの規定は、広域振興局の審査指導監が指名競争入札に付する場合の参加者の指名、最低価格入札者以外の者を落札者とするすることができる場合の基準の作成及び地方競争入札審議会について準用する。この場合において、第14条第2項から第5項までの規定中「競争入札審議会」とあるのは、「地方競争入札審議会」と読み替えるものとする。

附 則

1～4 [略]

で、当該広域振興局等の課長又は当該課長の職と同等以上の職にあると認められるものの中から当該広域振興局の経営企画部長等がその都度指名する者4人以上が出席して行う。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。